

自然公園を活用した誘客促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内にある国立公園、国定公園、県立自然公園、中国自然歩道（以下、「自然公園等」という。）の優れた自然環境の保全と活用を促進するため、自然公園等への県内外からの誘客を促進する取組に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとし、次の各号のいずれも満たさなければならない。

- (1) 自然公園法、島根県立自然公園条例等の法令を遵守した事業とする。
- (2) 国、県、地元市町村と連携して、自然公園等の保全や誘客促進の取組を行う事業とする。
- (3) 次のいずれかに該当する事業は、対象外とする。
 - ・施設や設備、備品整備を主とする事業
 - ・政治的又は宗教的活動と認められる事業
 - ・国、県が実施する他の補助事業等の対象となっている事業

(補助期間)

第3条 補助対象事業の期間は、補助金交付決定日から当該年度3月31日までとする。

(事業実施主体)

第4条 補助対象事業の事業実施主体は、次のとおりとし、県内に主たる事業所がある法人、団体又は住所がある個人に限る。

- (1) 満喫プロジェクトを推進する地域協議会
- (2) 観光協会
- (3) 法人
- (4) 個人
- (5) 次の要件を備える法人格を持たない民間団体
 - ・規約等を有していること
 - ・代表者が明らかであること
 - ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること

(事業計画書の提出)

第5条 事業実施主体が補助対象事業を実施しようとするときは、事業計画書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により事業計画書の提出があったときは、別に定める審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは内定するものとする。

- 3 事業計画による、補助額が50万円以下の場合、前項の規定によるプレゼンテーション審査を免除することができるものとする。

(交付申請)

第6条 前条第2項の規定による内定を受けた事業実施主体(以下「補助事業者」という。)が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 交付申請書の提出の期日は、別に定めるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合(当該補助事業者等と関連する団体が次の各号に該当する場合を含む。)は、補助金の交付対象とはしないものとする。
 - (1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれている場合
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(交付の決定の取消)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 虚偽の方法又は不正によって補助金の交付を受けたことが明らかであるとき。
- (6) 補助事業者が、第7条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- 2 前項第2号から第6号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、交付申請取下書(様式第4号)により知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第 10 条 補助事業者は、規則第 9 条第 1 項の規定により、次の各号に掲げる変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容を著しく変更するとき。
- (2) 事業を中止又は廃止するとき。
- (3) 事業の実施期間の延長をするとき。
- (4) 事業に要する経費の配分の変更（各区分のいずれか低い額の 20 パーセント以内の変更を除く。）をするとき。
- (5) その他知事が必要と認めるとき。

2 知事は前項の規定により変更承認申請書が提出されたときは、審査を行い変更交付決定書（様式第 6 号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 社名や代表者、住所などを変更したときは、変更届出書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の事前着手)

第 11 条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に該当する場合は、交付決定前着手承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業終了後 5 年間、事業状況報告書（様式第 9 号）により知事が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、補助事業に関する調査等に協力をしなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により、実績報告書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

3 補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条に基づく実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、規則第 11 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 12 号）又は精算払請求書（様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき知事が指定する財産は、すべての機械及び器具とする。
- 3 補助事業者は、規則第 13 条第 1 項の承認を受けようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、財産（規則第 13 条第 1 項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第 17 条 知事は、第 6 条第 3 項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書（様式第 15 号）を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びすべての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月3日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>自然公園等を活用した誘客を促進する取組であって、次の事項に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験プログラムの新規造成や既存の体験プログラムの磨き上げを行い、楽しみながら体験できる取組 ・体験プログラムのガイドや、保全活動、サービス提供を支える担い手育成の取組 ・来訪者が自然公園等を周遊できる二次交通の導入の取組 ・モニターツアーなど体験プログラム商品の販路拡大や販売促進の取組 ・その他自然公園等の活用に効果的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・謝金・費用弁償 ・材料費及び消耗品費、食料費（直接事業執行に係るもの） ・使用料及び借り上げ料（機材保険料を含む） ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・広告料 ・保険料 ・その他事業実施に必要と認められる経費 <p>なお、下記の経費は補助対象とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営経費（職員人件費、事務所経費等） ・従前からの事業の財源振替と認められる経費 ・その他補助することが適当でないと思われる経費 	<p>1 / 2 以内 （千円未満切り捨て）</p>	<p>5,000 千円</p>